

地域福祉計画と地域福祉推進計画について

1 なぜ地域福祉計画・地域福祉推進計画をつくるのか

（1）地域福祉計画と地域福祉推進計画

1）源流は、1960 年代以降の社会福祉協議会の地域組織化活動

- ・地域組織化活動 = 地域の関係者らが主体になって調査・協議し、実施計画を立てて解決に取り組み、コミュニティをつくる
- ・兵庫県内では、1970 年代から「地域福祉推進計画」づくり

2）福祉計画の本格化から地域福祉計画の法制化 - 計画が本格化した 3 つの理由 -

- 福祉ニーズの増大
- 地方分権
- 住民の参加・参画の機会づくり

3）社会福祉法改正で法定化（平成 12 年改正、平成 15 年より施行）

第 107 条

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

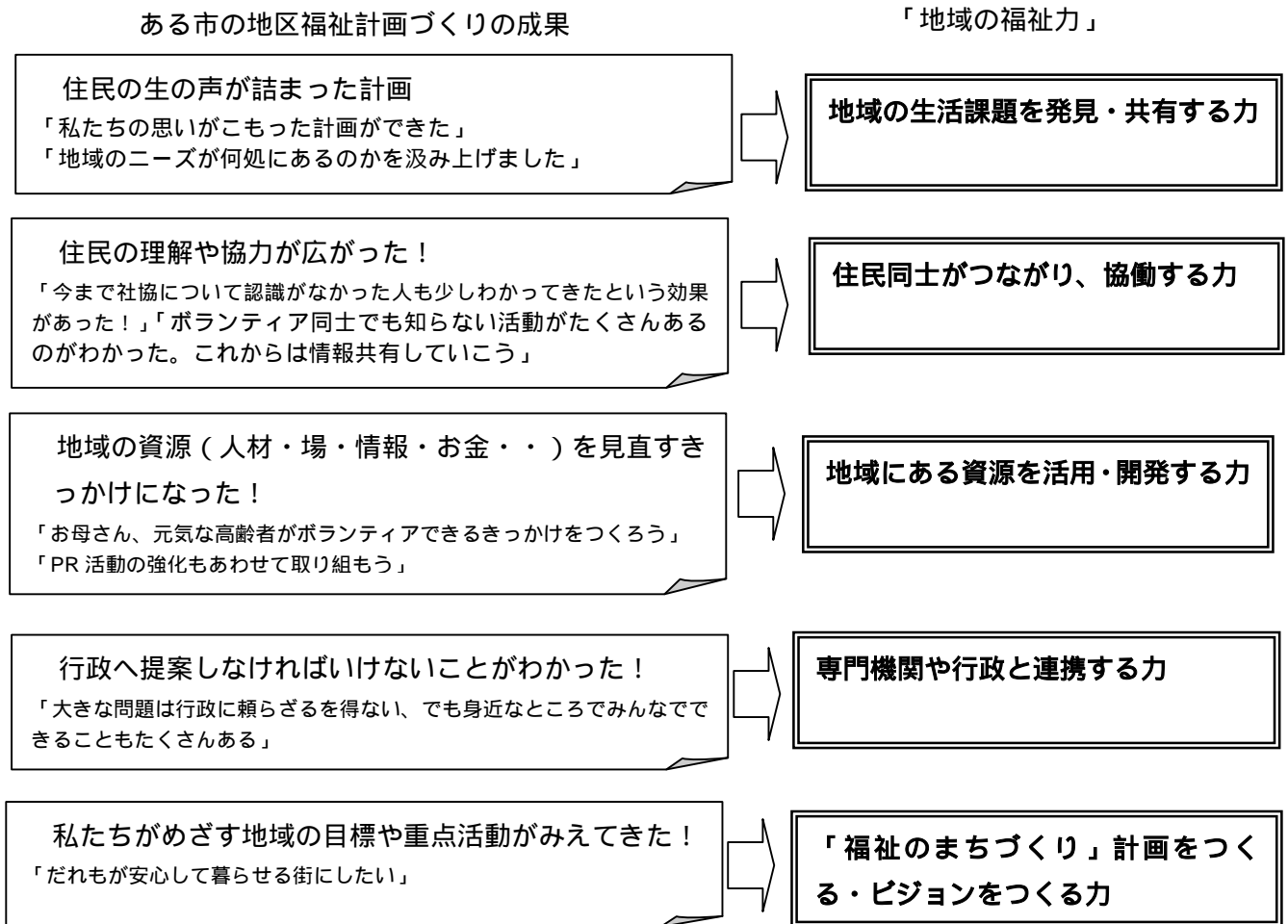
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4）地域福祉計画をつくる意味 - 他の分野別計画とどう違うのか -

- 社会福祉の総合化 = 対象別の福祉計画が縦割りで実施されることがないように
- 福祉サービス利用圏域づくり = 住民に身近な地域で福祉サービスが確保されるように
- 住民参加・公私協働の促進 = “福祉は行政がするもの” から “一緒に創る”

“地域の福祉力” を高める計画

< 地域の福祉力とは >



(2) 地域福祉計画の策定状況

< 全国 > 平成 27 年 3 月 31 日時点

	策定済み	策定予定	未策定	合計
市区	706	36	71	813
	86.8%	4.5%	8.7%	100%
町村	485	106	337	928
	52.3%	11.4%	36.3%	100%
合計	1,191	142	408	1,741
	68.4%	8.2%	23.4%	100%

< 兵庫県 > 平成 26 年 3 月 31 日時点

	策定済み	策定予定	未策定	合計
市	29	0	0	29
	100%	0%	0%	100%
町村	3	1	8	12
	25%	8%	67%	100%
合計	32	1	8	41
	78%	2%	20%	100%

2 地域福祉計画・地域福祉推進計画の関係性

（１）地域福祉計画（民間計画）と地域福祉推進計画（行政計画）の関係性

（同じ）

・「住民参加で地域の福祉力を高めるための計画」という理念・コンセプトは共通

（違い）

・地域福祉計画 = 地域福祉を進める条件整備・基盤整備

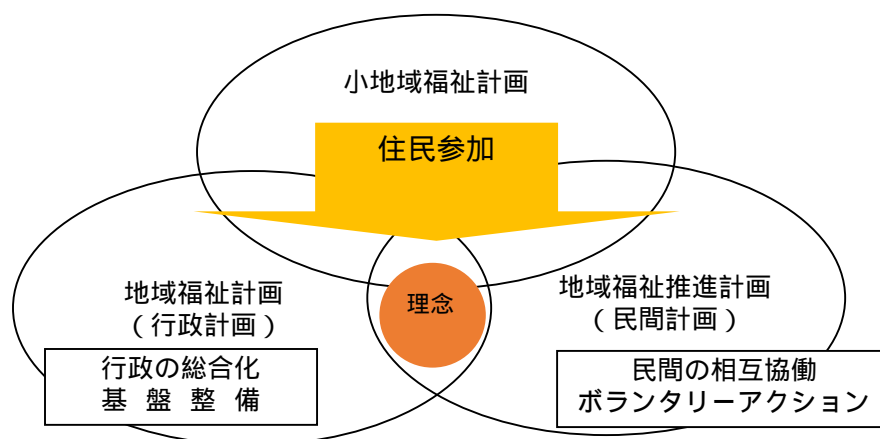
・地域福祉推進計画 = 先駆的、開発的、自発的な地域福祉活動を促進する行動計画

（２）小地域福祉計画（地区福祉計画）

・小地域での住民による「福祉のまちづくり」計画

・「DO」だけの参加でなく「PLAN - DO CHECK - ACTION」への参加

・「これからの地域福祉のあり方研究会」（厚生労働省、平成 20 年 3 月）では、「市町村に適切な圏域を設定するとともに、圏域における『地区福祉計画』を策定し地域福祉計画に位置づけるべき」としている。



（３）地域福祉計画と地域福祉推進計画の相互連携による策定パターン

パターン 1 地域福祉推進計画を独自で策定し、市地域福祉計画への反映を提言。（宍粟市など）

パターン 2 地域福祉推進計画と地域福祉計画の策定時期・計画期間とニーズ把握・課題認識を合わせ、それぞれが策定委員会を組織し、計画書を策定。（尼崎市、西宮市など）

パターン 3 地域福祉推進計画と地域福祉計画を合同事務局で一体的に策定。（三田市、加東市、丹波市など）

3 地域福祉計画のポイント - 計画に盛り込む内容と基盤整備 -

(1) 計画に盛り込む方向性・内容

1) 重い障害のある人も暮らし続けられるための地域でのケア体制

- ・キーワード「総合相談・生活支援体制」、「地域共同ケア」
=切れ目のない支援体制をボトムアップ重視で

2) 共生・包摂の地域づくり

- ・差別・偏見のない受容的な地域社会 = 社会で当たり前の暮らしをする選択肢が持たされない人々、自己責任で片付けられ自身の肯定感が持てない人々を共感・包摂できる地域社会を目指す限り。総合相談・生活支援は機能しない。

3) 福祉でまちづくり

- ・福祉のことだけではなく、仕事、環境、文化、教育、防災など生活関連領域とつながり、まちづくりを進展させる = 地域全体が元気になる取り組みの推進

(2) 基盤整備とは（「これからの地域福祉のあり方に関する研究報告」H20、厚生労働省設置研究会より）

1) 圏域設定

- ・活動形態によって、住民が参加しやすい圏域を重層的に設定し、必要な支援をおこなう
たとえば・・・

班、組といわれる近隣の単位で見守り等の活動
自治会、町内会単位でのサロン活動や防災・防犯活動
校区での地域福祉に関わる人たちの情報交換・連携の場、地区福祉計画活動
支所単位での専門支援、福祉サービスの提供

2) 情報共有

- ・圏域の各段階で、さまざまな情報が共有されるネットワークづくり

3) 活動の拠点

- ・空き家、空き店舗、廃校、社会福祉施設などを活用し、常設の住民活動拠点づくり

4) 地域福祉のコーディネーター

- ・2) のネットワークをつなげながら、住民による地域福祉活動で発見された生活課題の共有化と解決に向けたいろいろな資源の調整 & 開発を図る。

(3) その他、盛り込むべき事項

大規模災害時の要援護者の避難支援に向け、要援護者にかかわる情報の把握・共有及び安否確認方法を盛り込む（平成 19 年 8 月 10 日、厚生労働省社会・援護局長通知）

生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に位置づけ、総合相談支援や権利擁護の推進など既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記すること（平成 26 年 3 月 27 日、厚生労働省社会・援護局長通知）

(4) その他 - 地域福祉計画策定から計画活動にー

- ・計画策定に時間と労力を費やして終わりではなく、計画を日常的活動として取り組む
- ・このために進行管理の仕組みをつくり、毎年メンテナンスをおこなう